

配水管工事に係る入札参加資格要件について

令和3年4月以降に発注する配水管工事に係る入札参加資格要件について、次の要件に改訂します。

- 1 口径 500 mm以上の配水管布設工事は、元請として次のいずれかの講習会等を修了した者を適正配置することが必要となります。
 - (1) 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管
 - (2) 一般社団法人日本ダクタイトイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径 500 mm以上）
 - 2 口径 450 mm以下の配水管布設工事は、元請として次のいずれかの講習会等を修了した者を適正配置することが必要となります。
 - (1) 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）又は配水管工技能講習会 I
 - (2) 一般社団法人日本ダクタイトイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径 450 mm以下）
 - 3 ひとつの工事で口径 500 mm以上と口径 450 mm以下がある配水管布設工事は、1 及び 2 の講習会等を修了した者を適正配置することが必要となります。
- ※ 「適正配置」とは工事現場への常駐、専任を求めるものではありません。